

(8-2) 警報・特別警報・土砂災害警戒情報発令時の対応

I 警報発令時

- 警報や警戒情報（避難指示・避難勧告）が出された場合、児童の下校について、できるだけ早くメール送信する。
※下校時刻は児童の安全を第一に、気象条件等を考慮し決定する。
- 各教室に連絡する。
- メール送信した内容については、職員の机上に配布しておく。
- メール登録のない保護者については、担任が電話連絡する。

II 避難

- 学校所在地に土砂災害警戒情報(避難指示・避難勧告)、洪水による浸水などの危険が迫ったと判断される場合は、児童を安全な場所(生馬公民館など)へ避難させる。すでに道路が浸水するなど、学校の上層階に滞在する方が安全と判断される場合は、次善の策として待避や垂直移動を検討する。

III 児童の引き渡しについて

- ◎児童の引き渡しは児童玄関で行う。(土砂災害警戒情報発令時の場合は生馬公民館の場合あり)
- 児童は、以下の教室で保護者の迎えを待つ。

待機教室	1年教室	2年教室	3年教室	生馬公民館
待機児童	1・6年生児童	2・5年生児童	3・4年生児童	全校児童
担当職員	宇津、媛員①	柏木、浅山	笠松、媛員②	ホール

- ※栗本、中元、大川、川村、長野は児童玄関にて児童の引き渡しを行う。
- ※養護、用務員は職員室待機とする。

- 校門付近には2名の職員（教頭・事務）が待機し、交通整理を行う。
- 児童が教室を出る時、教室担当がチェックする。

IV 給食について

【登校後】

- 状況に応じて下校時刻を決め、実施（時間を早める、メニューの変更等の検討も含め）か否かを判断する。

【登校前】

- 午前7時の時点で「警報【暴風・大雨・洪水・暴風雪】」や「特別警報」、「土砂災害警戒情報」が発令されている場合は中止となる。